




收受年月日	議 長	事務局長	書 記
27.12.7			
第 137 号			



27 監第 19 号  
平成 27 年 12 月 4 日

埴町議会議長  
 埴町長  
 埴町教育委員会委員長  
 埴町選挙管理委員会委員長  
 埴町農業委員会会長

} 様

埴町監査委員

石 川 昭 彦



同

大 縄 武 夫



平成 27 年度定期監査等の結果報告書の提出について

平成 27 年度定期監査等の結果に関する報告を決定したので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり報告書を提出します。



# 平成 27 年度定期監査等報告書

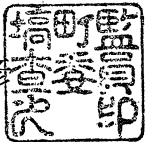
埴町監査委員

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第11項の規定により、その結果に関する報告及び意見を次の通り決定した。

平成27年12月4日

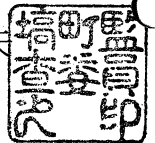
埴町監査委員

石川 昭彦



埴町監査委員

大縄 武夫



平成27年度定期監査等報告

別紙 (P3) のとおり

財政援助団体等監査結果報告

別紙 (P16) のとおり

○

# I 平成 27 年度定期監査等報告

## 第 1 監査の対象事項

平成 27 年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに各機関の事務の執行について、監査対象課等から提出された資料及び監査時点で確認すべき証拠書類をもとに監査を実施した。なお、必要と認めたときは、他の年度にかかるものも監査を実施した。

## 第 2 監査期間及び対象箇所

1 期間 平成 27 年 11 月 5 日から平成 27 年 11 月 24 日までのうち 8 日間

2 対象箇所

(1) 各組織規則に定める課等

- ・ 議会事務局
- ・ 総務課、町民課、健康福祉課、まち振興課、まち整備課、生活環境課、保育園、会計室
- ・ 学校教育課、生涯学習課、公民館、図書館、給食センター、常豊幼稚園
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 農業委員会

(2) 工事等現場

- ・ 防災庁舎外周工事
- ・ 埜農村勤労福祉会館改修工事
- ・ 旧製材工場建物及び工作物解体工事
- ・ 町道桜木町末広線改良工事
- ・ 町道埜台宿線米山橋下部工補修工事
- ・ 台宿地区 リース用パイプハウス

### 第3 監査の方法

財務に関する事務及び各機関の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化が図られているかを主眼とし、実施に当たっては、予算の適正な執行が確保されているか、財産の管理が的確になされているかについて、「平成27年度監査計画書」に基づき監査した。監査は、原則として課単位で実施し、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施した。また、監査対象課等の長から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

#### 監査した諸帳簿等

- (1) 収入及び支出の原因となる関係書類
- (2) 事務処理執行に要する諸帳簿
- (3) 法令等に定められた書類

### 第4 監査の結果

#### 1 平成27年度予算執行状況（平成27年9月末現在）

平成27年度上半期の一般会計及び特別会計歳入歳出予算並びに公営企業会計の執行状況は、別紙のとおりである。

##### (1) 一般会計の歳入状況

一般会計の歳入総額は、第1表(1)のとおりである。なお、現年度分の町税及び主な使用料等収納状況は第5表(1)上段、滞納繰越分の町税及び使用料等収納状況は第5表(2)上段のとおりである。

##### (2) 一般会計の歳出状況

一般会計歳出状況は、第1表(2)のとおりである。

##### (3) 特別会計の状況

特別会計の予算執行状況は、第2表のとおりである。なお、歳入の現年度分の収納状況は第5表(1)下段、滞納繰越分の収納状況は第5表(2)下段のとおりである。

##### (4) 公営企業会計の状況

上水道事業会計の予算執行状況は、第3表のとおりである。なお、水道使用料の滞納状況は第5表(3)のとおりである。

(5) 繰越予算の状況

繰越明許費の執行状況は、第4表のとおりである。

(6) 公共事業施行状況

一般会計及び特別会計の公共事業の施行状況(補助事業、単独事業)は、第6表のとおりである。

(7) 入札執行状況

一般会計、特別会計及び公営企業会計の入札執行状況は、第7表のとおりである。

2 監査の結果及び意見

監査した結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに各機関の事務については、おおむね適正に執行されているものの、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤謬等で、改善を要する事項が見受けられたが、担当課等の長に口頭指導したので省略する。

3 改善を要する事項

(1) 債権管理及び収入事務に関する事項

ア 下水道受益者分担金、下水道使用料、農業集落排水使用料、水道料、給食費、温泉使用料において時効と思われるものや徴収困難と見受けられるものが散見された。(生活環境課、給食センター、まち振興課)

意見

債権には公法上の債権及び私法上の債権がありその扱いは一様でないことから、債権に応じた保全及び取立てを適切に行い、それでも徴収できないものは速

やかに財産から減じる措置を講じなければならない。

- イ 会社が廃業し滞納処分する財産がないとして固定資産税の債権を放棄した相手方に水道料の保全及び請求を行っていた。(生活環境課)

意見

債権管理に関しての各課等の情報共有、連携等の横断的体制の検討と全庁的対応が急務である。

## (2) 財産管理に関する事項

- ア 財産台帳、備品台帳の整備が進んでいない。(総務課ほか)

- イ 埴林間工業団地内土地が財産管理台帳システムに登載されていない。(まち振興課、総務課)

意見

平成 29 年公会計の導入により資産管理が厳格化される。平成 28 年 6 月までに固定資産台帳整備を行う予定になっているが、円滑に公会計導入を図る上でも資産管理の重要性を再認識し適正管理に努めるべきである。

- ウ 平成 24 年に取得した土地の所有権移転登記が未了である。(生活環境課)

- エ 公有財産(土地)の未登記多数、計画性のある処理とは見受けられない。

(まち整備課)

意見

法律上の所有権は売買契約によって移転するが、法律上の所有権移転だけでは第三者に対抗できず、紛争の原因となることもある。このため、登記・登録は財産管理上極めて重要である。未登記物件をできるだけ減らすため、現状の把握と計画的処理を一層強化すべきである。

## (3) 工事施工に関する事項

- ア 防災庁舎外周工事は、防災拠点施設建設工事(平成 27 年 3 月完成)

と別工事として随意契約により実施されていた。(総務課)

意見

これら工事は関連性が高く、一体工事として発注されるべきものと思われる。工事に限らず事務の執行に当たっては、十分な事前調査に基づき綿



密な計画をたて、最小の経費で所期の目的が達成されるよう、最大限の努力を払うべきである。

#### (4) 事務管理、人事管理等に関する事項

ア 公有財産使用貸借契約書のうち原本がないもの、期限切れのものが散見された。(まち振興課、生活環境課)

イ 同種の文書でも各課等によって保存年限が違っているものや工事の施工計画図や施工計画書が永久保存扱いされているなど重要文書の認識に差が見られた。(総務課ほか)

#### 意見

各課等統一した文書管理の効率化、簡素化のために文書保存年限の見直し及び保存文書の電子化等を進めるべき。

ウ 埴町行財政改革大綱は平成 25 年度で計画切れとなっていたが、その後の計画策定は未定であった。(総務課)

#### 意見

行財政改革は自主的、継続的に取り組むべきものであり、早急に計画策定すべき。

エ 規則に定める健康管理医を設置していなかった。(総務課)

オ 平成 25 年度から貸出業務等を業務委託しているが図書館運営費総額は委託前に比べ増加している。(図書館)

#### 意見

運営改善、サービス拡大など委託料の増加に見合う委託効果発揮に努めるべき。

### 4 検討を要する事項

#### (1) 行政財産と普通財産の区分が不明確 (再)

地方自治法に定めるとおり、財産の種類によって取得や利用等の取扱が異なることについて再確認し、区分に応じた明確な取り扱いが必要。また、使用に当たって行政財産は許可、普通財産は契約によって行うことの認識が

低い。なお、行政財産であっても使用貸借できるものもある。例として、各施設に設置されている自動販売機に関しては、施設の目的外使用として設置を許可し、条例に基づいた使用料を徴収しているが、行政財産の貸付扱いとし、競争性を高めるため入札による契約も可能であることを認識されたい。

(2) 補助金等の行政効果、必要性及び必要額の検討不足による慣行的支出  
(再)

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして必要額を支出するものである。単に公益性があるからではなく、何を育成・助長するのか具体的目的をもって交付しなければならない。

(3) 補助金と委託料の区分が不明確

補助金としての性格のものを委託料で、また、委託料とすべきものを補助金で支出している事例が散見される。委託料は、町がその権限に属する事務、事業等を他の機関や特定の者に委託して行わせる場合に、その対価として支払う経費であって、①町が行うべき事務か、②対価を求めるかの点で補助金と異なる。

(4) 備品に区分されない高額物品等の管理 (再)

備品、消耗品等物品の管理において、出納、保管は出納機関が行い、使用時は物品管理者である課等の長が行うことになっている。消耗品の場合は、購入後直ちに使用するとして物品出納管理を省略しているが、このことは消耗品の在庫管理を否定するものではない。本町において消耗品は郵券等を除いて在庫管理が行われていないが、トナーなど比較的高額な物品等は管理が必要と考える。

(5) 上水道事業会計への補助金及び上水道事業減債積立額の妥当性

平成 26 年度決算において当期純利益は 54,057,449 円であったが、町からの補助金(収益的収支)147,500,000 円が交付されていた。また、10 億円もの企業債を有しながら減債積立金は条例に定める最低限の額としている。

(6) 入札参加資格要件の検討

下水道受益者分担金の滞納者が町の工事を受注していた。入札参加申請書

には納税証明書を添付させ、税滞納者には入札参加資格を与えていないが、税以外の債務不履行者に対してもこれに準じた取り扱いが必要ではないか。

(7) 奨学資金貸付事務の見直し

改正後の奨学資金貸付債権徴求書類等の作成を不遑及適用しており、貸付関係書類の整備も不十分であった。債権保全という本来の目的から、改正日以前の貸付についても適用検討すべきである。

(8) 一般財団法人天領の郷はなわへの拠出金の財産計上の要否

一般財団法人設立のための拠出金を出資による権利として財産計上しているが、この拠出金は性質上寄付金にあたるものである。

5 要望事項

- ・各種納付金の口座振替推進(再)
- ・町総合計画に沿った数値目標管理の促進(再)
- ・各種行政情報の公表制度の改善(再)
- ・未利用財産及び低利用財産の有効活用(再)
- ・車両管理の徹底(再)
- ・役場庁舎内外の整理整頓及び清掃(再)

## 第1表

一般会計予算執行状況  
(1) 歳入

平成27年9月末日現在(単位:千円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	予算対調定割合	予算対収入割合	調定対収入割合
町税	820,222	940,891	591,146	114.7	72.1	62.8
地方譲与税	54,320	17,370	17,370	32.0	32.0	100.0
利子割交付金	1,409	647	647	45.9	45.9	100.0
配当割交付金	1,715	561	561	32.7	32.7	100.0
株式等譲渡所得交付金	635	0	0	0.0	0.0	—
地方消費税交付金	108,080	100,613	100,613	93.1	93.1	100.0
自動車取得税交付金	7,495	3,396	3,396	45.3	45.3	100.0
地方特例交付金	1,972	1,972	1,972	100.0	100.0	100.0
地方交付税	2,554,982	1,959,469	1,959,469	76.7	76.7	100.0
交通安全対策特別交付金	802	434	434	54.1	54.1	100.0
分担金及び負担金	31,112	12,040	11,069	38.7	35.6	91.9
使用料及び手数料	70,097	63,434	30,940	90.5	44.1	48.8
国庫支出金	446,823	189,444	116,286	42.4	26.0	61.4
県支出金	1,599,705	221,000	96,646	13.8	6.0	43.7
財産収入	17,576	17,645	1,746	100.4	9.9	9.9
寄附金	100	2,560	2,510	2560.0	2510.0	98.0
繰入金	662,107	100,000	100,000	15.1	15.1	100.0
繰越金	515,563	515,564	515,564	100.0	100.0	100.0
諸収入	223,319	68,681	38,569	30.8	17.3	56.2
町債	880,700	335,900	0	38.1	0.0	0.0
歳入合計	7,998,734	4,451,620	3,588,937	55.7	44.9	80.6

## (2) 歳出

平成27年9月末日現在(単位:千円・%)

区分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出負担行為額割合	支出負担行為額対支出割合
議会費	81,733	44,693	43,503	54.7	97.3
総務費	1,403,662	820,409	368,887	58.4	45.0
民生費	1,046,529	333,600	308,586	31.9	92.5
衛生費	737,665	435,131	327,353	59.0	75.2
労働費	8,744	5,236	5,169	59.9	98.7
農林水産業費	1,697,119	785,541	166,851	46.3	21.2
商工費	161,459	110,536	82,971	68.5	75.1
土木費	672,429	332,695	108,853	49.5	32.7
消防費	225,814	126,396	93,503	56.0	74.0
教育費	1,246,461	741,407	648,111	59.5	87.4
災害復旧費	77,592	61,193	25,307	78.9	41.4
公債費	638,992	315,345	315,345	49.4	100.0
諸支出金	1	0	0	0.0	—
予備費	534	0	0	0.0	—
歳出合計	7,998,734	4,112,181	2,494,439	51.4	60.7

第2表

特別会計予算執行状況

(1) 歳入

平成27年9月末日現在 (単位:千円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	予算対 調定割合	予算対 収入割合	調定対 収入割合
国民健康保険	1,228,402	947,515	503,791	77.1	41.0	53.2
笹原財産区	441	125	125	28.3	28.3	100.0
農業集落排水処理事業	158,822	26,172	19,022	16.5	12.0	72.7
公共下水道	208,141	39,126	13,252	18.8	6.4	33.9
介護保険	966,044	689,922	419,198	71.4	43.4	60.8
後期高齢者医療	99,338	59,363	29,766	59.8	30.0	50.1
歳入合計	2,661,188	1,762,223	985,154	66.2	37.0	55.9

(2) 歳出

平成27年9月末日現在 (単位:千円・%)

区分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出 負担行為割合	支出負担行為額 対支出割合
国民健康保険	1,228,402	577,458	556,322	47.0	96.3
笹原財産区	441	35	35	7.9	100.0
農業集落排水処理事業	158,822	82,363	60,809	51.9	73.8
公共下水道	208,141	96,733	69,110	46.5	71.4
介護保険	966,044	389,805	375,161	40.4	96.2
後期高齢者医療	99,338	29,061	28,537	29.3	98.2
歳出合計	2,661,188	1,175,455	1,089,974	44.2	92.7

第3表

公営企業会計執行状況

(上水道事業会計)

平成27年9月末日現在 (単位:千円・%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	予算対 調定割合	予算対 収入割合	調定対 収入割合
水道事業収益	298,453	195,538	120,149	65.5	40.3	61.4
資本的収入	66,560	0	0	0.0	—	—
合計	365,013	195,538	120,149	53.6	—	—

区分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対負担 行為割合	支出負担行為額 対支出割合
水道事業費用	245,453	49,482	38,654	20.2	78.1
資本的支出	164,383	38,907	36,529	23.7	93.9
合計	409,836	88,389	75,183	21.6	85.1

第4表

## 繰越予算執行状況

平成27年9月末日現在（単位：千円・％）

事業名	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出 負担行為割合	支出負担行為 対支出割合
防災拠点施設用備 品整備事業	10,000	7,848	7,848	78	100
防災拠点施設サー バー移設事業	55,390	46,347	46,347	84	100
埴農村勤労福祉会 館整備事業	4,300	0	0	0	—
埴町総合戦略策定 事業	10,000	5,996	320	60	5
地域交通ネット ワーク支援事業	2,500	2,500	500	100	20
地域の魅力倍増資 源活用事業	7,000	6,696	0	96	0
総合情報通信ネット ワーク設備移設 事業	13,000	11,542	11,542	89	100
地域防災計画改訂 事業	3,000	2,840	0	95	0
被災農業者向け経 営体育成支援事業	4,302	4,302	4,302	100	100
埴町地域ブランド 力アップ事業	10,397	5,277	4,632	51	88
埴町魅力発信PR 事業	8,000	8,000	6,160	100	77
森林整備加速化・ 林業再生基金事業	350,650	350,650	0	100	0
ふくしま森林再生 事業	155,822	104,760	0	67	0
林道開設事業	41,734	41,561	36,659	100	88
消費喚起プレミア ム商品券発行事業	25,000	25,000	24,000	100	96
地域産業支援事業	10,000	1,700	0	17	0
道路新設改良事業	27,590	26,303	0	95	0
橋梁維持事業	15,600	12,420	3,280	80	26
消防屯所外構整備 事業	2,500	1,908	1,908	76	100
笹原小学校エアコ ン整備事業	35,000	33,480	33,480	96	100
学校給食センター 整備事業	416,021	380,155	364,343	91	96
現年災農地等災害 復旧事業	64,255	58,513	24,163	91	41
合計	1,272,061	1,137,798	569,484	89	50

第5表

町 税 等 の 収 納 状 況

(1) 現年度分の町税及び主な使用料等

平成27年9月末日現在 (単位: 千円)

項 目	調定額	収入済額	収納率 (%)			備 考	
			27年度	26年度	25年度		
町 税	町民税 (個)	323,219	139,014	43.0	41.2	41.7	
	町民税 (法)	39,715	39,620	99.8	98.7	99.2	
	固定資産税	409,084	335,061	81.9	76.9	75.7	
	軽自動車税	23,891	22,575	94.5	94.5	92.8	
	町税合計	840,823	581,184	69.1	65.5	65.3	
一 般 会 計	保育園入園負担金	4,714	4,595	97.5	91.4	90.1	
	地上デジタル再送信システム加入申込金	0	0	—	66.7	100.0	
	I P告知システム使用料	4,589	10	0.2	76.3	81.3	
	地上デジタル再送信システム使用料	836	2	0.2	—	100.0	
	温泉使用料	516	215	41.7	50.0	41.7	
	住宅使用料	45,026	20,660	45.9	41.9	43.5	
	幼稚園使用料	5,498	3,796	69.0	65.7	62.5	
	給食費納付金	43,643	17,145	39.3	38.2	40.9	
特 別 会 計	国民健康保険税	223,412	90,038	40.3	34.2	33.6	
	介護保険料 (普)	9,645	4,688	48.6	45.7	41.8	
	後期高齢者医療保険料 (普)	15,081	6,320	41.9	34.0	37.1	
	農業集落排水使用料	21,150	17,946	84.9	94.5	94.2	
	公共下水道負担金	1,830	930	50.8	47.1	14.9	
	公共下水道使用料	18,096	11,736	64.9	61.5	56.5	

(2) 滞納繰越分の町税及び使用料等

平成27年9月末日現在 (単位: 千円)

項 目		滞納繰越額	収入済額	差引 滞納額	収納率 (%)		
					27年度	26年度	25年度
一 般 会 計	町 税						
	町民税 (個)	27,755	3,704	24,051	13.3	13.1	9.3
	町民税 (法)	0	0	0	—	—	23.2
	固定資産税	69,157	5,868	63,289	8.5	8.5	5.5
	軽自動車税	3,156	390	2,766	12.4	12.5	7.7
	町税合計	100,069	9,962	90,107	10.0	9.8	6.7
	IP告知システム使用料	444	181	263	60.4	60.4	32.6
	地上デジタル再送信システム使用料	86	2	84	56.0	56.0	0.0
	温泉使用料	269	0	269	0.0	0.0	0.0
	住宅使用料	375	372	3	99.2	100.0	100.0
給食費納付金	504	61	443	12.1	13.4	18.2	
特 別 会 計	国民健康保険税	125,037	19,153	16,601	15.3	12.1	9.6
	介護保険料	3,036	638	2,398	21.0	9.3	12.9
	後期高齢者医療保険料	496	133	363	15.4	15.4	17.0
	農業集落排水使用料	4,623	729	3,894	15.8	12.7	6.8
	公共下水道負担金	15,292	180	15,112	1.2	4.8	1.1
	公共下水道使用料	3,711	209	3,502	5.6	13.9	4.4

(3) 水道使用料滞納の状況

平成27年9月末日現在

区 分	27年度	26年度	増減	前年比
滞 納 者 数(人)	32	30	2	106.7%
滞 納 件 数(件)	108	83	25	130.1%
滞 納 金 額(円)	1,197,842	1,122,569	75,273	106.7%

※納期限が平成27年5月末以前の未収金を滞納とした。



第6表

## 公共事業施行状況

平成27年9月末日現在（単位：千円、％）

項目	予算現額	契約済額	支出済額	予算額対契約済額比		契約済額対支出済額比	
				本年度	前年度	本年度	前年度
一般会計	1,401,617	923,065	499,149	65.9	71.3	54.1	35.6
補助事業	359,926	178,253	91,376	49.5	58.0	51.3	49.0
単独事業	1,041,691	744,812	407,773	71.5	74.2	54.7	33.3
特別会計	14,900	2,790	2,008	18.7	10.3	72.0	46.0
補助事業	0	0	0	—	—	—	—
単独事業	14,900	2,790	2,008	18.7	10.3	72.0	46.0

第7表

## 入札執行状況

平成27年9月末日現在

種別	件数	平均落札率		最低落札率	最高落札率
		加重平均	単純平均		
土木工事	22	97.3%	96.0%	70.3%	100.0%
建築工事	6	93.8%	95.6%	83.7%	99.9%
機械設備工事	3	99.1%	92.3%	81.7%	99.9%
備品購入	6	82.8%	86.8%	71.8%	97.3%
測量設計委託	10	93.6%	94.4%	96.0%	99.3%
その他	12	96.8%	94.5%	80.7%	99.5%
合計	59	95.8%	94.3%		

※平均落札率の加重平均は、落札額合計を予定価格合計で除したものの、単純平均は1件ごとの落札率を平均したものの。

## II 財政援助団体等監査結果報告

### 第1 監査の対象

平成26年度及び27年度に財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の団体を監査の対象とした。

- ・ 埴町社会福祉協議会
- ・ 埴町商工会
- ・ 一般財団法人 天領の郷はなわ

### 第2 監査の期間

平成27年11月5日から平成27年11月24日までのうち 2日間

### 第3 監査の方法

監査に当たっては、現地に出向き監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。なお、これら事業を所管している課についても、当該事業にかかる事務の執行について監査した。

### 第4 監査の結果

#### 1 埴町社会福祉協議会（財政的援助団体）

##### (1) 補助金の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| 1) 補助金の名称 | 埴町社会福祉事業助成費補助金                                  |
| 2) 補助金額   | 25,345,000円（平成26年度交付）<br>25,345,000円（平成27年度見込み） |
| 3) 所管課    | 健康福祉課   |

##### (2) 補助金の内容

民間社会福祉活動の育成、援助等を行ない、もって社会福祉の向上に寄与するために、社会福祉協議会に配置する企画指導員、福祉活動指導員及び福

社活動専門員の給与等及び庁費に対して、埴町社会福祉事業助成費補助金交付要綱に基づき交付したものを。

(3) 監査の結果及び意見

1) 援助団体について

関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2) 所管課の事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る一連の書類を調査したところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、補助対象経費の考え方及び補助金の額の算定根拠が不明確であった。補助金交付基準の明確化を図られたい。

2 埴町商工会（財政的援助団体）

(1) 補助金の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| 1) 補助金の名称 | 埴町商工振興活動事業補助金                                   |
| 2) 補助金額   | 8,500,000円（平成26年度交付）<br>8,500,000円（平成27年度交付見込み） |
| 3) 所管課    | まち振興課   |

(2) 補助金の内容

町内における商工業の振興を図り、もって町経済の振興発展に寄与することを目的とし、埴町商工会が商工業者の経営改善普及に関する事業や地域振興に関する事業などを行う場合に要する経費について、埴町商工振興活動事業補助金交付要綱に基づき交付したものを。

(3) 監査の結果及び意見

1) 援助団体について

埴町商工会にはこのほかに中心市街地活性化事業補助金として800,000円を補助している。関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計

経理など、出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。また、引当勘定が9,410,262円になるなど健全な経営がされていた。

## 2) 所管課（まち振興課）の事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る一連の書類を調査したところ、補助金に係る事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。本補助金は商工会の経常的な経費など事業全般に対し交付しているが、補助対象を特定化し、新たな活動を促すなど投資的部門の補助に移行するよう早急に検討されたい。

## 3 一般財団法人 天領の郷はなわ（指定管理者）

### (1) 指定管理の概要

1) 公の施設の名称 埴町農林水産物直売・食材供給施設

2) 指定管理料 10,000,000円（平成26年度）

5,000,000円（平成27年度）

3) 所 管 課 まち振興課

### (2) 指定管理の内容

埴町農林水産物直売・食材供給施設の維持管理、使用の許可等、使用料金の徴収及び町長が定めた業務

### (3) 監査の結果及び意見

#### 1) 指定管理者について

本施設の管理事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが当該団体には、本施設の指定管理を行うほか平成26年度においてアンテナショップ実証事業、ブランド品開発・販売促進事業、体験メニュー開発事業及び森林環境交付金事業の補助金が交付されていた。今年度においてもアンテナショップ運営事業（5,000千円）、ブランド品開発事業（3,000千円）及び森林環境交付金事業（392千円）補助金が交付予定となっている。それぞれの事業ごとの明確適正な会計経理と目的に沿った事業効果が求められる。

#### 2) 所管課（まち振興課）の事務について

当該団体は本施設を指定管理するにあたって設立されたものであり、法人としての運営実績に乏しいことから運営管理態勢の充実強化を図る必要がある。町は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、適切かつ十分な指導を行うべきである。

